

## 宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例(中間案)

私たちの社会は、人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経験等様々な違い(以下「多様性」という。)がある人々で構成されています。個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、私たちの目指すべき方向です。

選ばれる宮津市、暮らしやすい宮津市の実現に向けて、お互いの違いを認め合うことは、一人一人が多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画することにつながり、誰もが活躍できる地域社会が実現します。

多様性を認め合い、尊重するという理念を市民、事業者をはじめ宮津市に関わるあらゆる人(以下「市民等」という。)及び市が共有し、一体となって、多様性が尊重され、誰もが活躍することができるまちづくりを進めていくため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、一人一人が様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができるまちづくり(以下「多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり」という。)について、基本理念を定め、市民及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解を深めるための措置を講じることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりを総合的に推進することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりは、一人一人が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、まちの活力及び創造性の向上に相乗効果を發揮するという認識の下に、次に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする。

- (1) 年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍しているまち
- (2) 性別、性的指向・性自認にかかわらず、誰もが、これらを理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍しているまち
- (3) 人種、国籍、信条、出身地、経験等にかかわらず、一人一人がお互いの文化や考え方を理解し、認め合い、相互の人権を尊重し合うことで、秩序ある多文化共生社会を実現するまち
- (4) 障害の有無にかかわらず、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍しているまち

### (市民の役割等)

第3条 市民は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、

個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

2 宮津市に関わるあらゆる人は、個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりに協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動及び事業所の運営において、基本理念にのっとり、誰もが働きやすく、訪れやすい環境の整備のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりの実現に向けた施策について、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市と市民等との連携)

第6条 市は、市民等が、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりに関する取組を実施する場合にあっては、市民等と連携するよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第7条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。